

緊急サポートネットワーク事業の概要

労働者が育児等をしながら働き続けることを可能にするために、病気、あるいは病気回復期にあり集団保育になじまない子どもの預かりや、急な出張等の際の宿泊を含む子どもの預かり等、育児等に係る臨時的、突発的、専門的なニーズへの確実な対応が、非常に強く求められているところである。

このため、労働者が安心して育児等をしながら働き続けることができるよう、地域の創意工夫を活かした、労働者の育児等に関する緊要度の高いニーズに確実に対応するための事業を展開する。

○実施主体

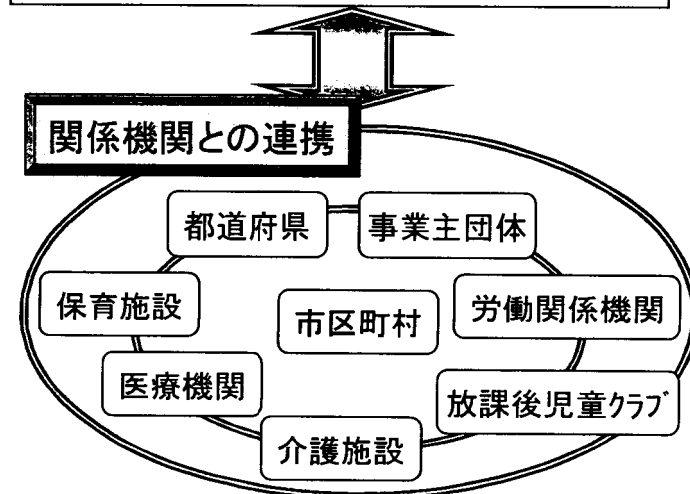
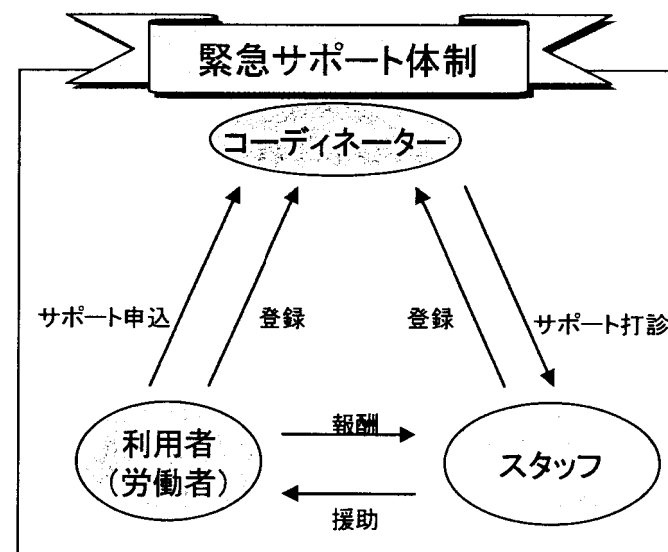
国は、緊急サポートネットワーク事業及び展開支援事業を行う団体を公募し、選定された団体に当該事業を委託するものとする。（団体とは、民法第34条に基づき設立された公益法人や社会福祉法人、NPO法人等をいう。）

○事業内容（例示）

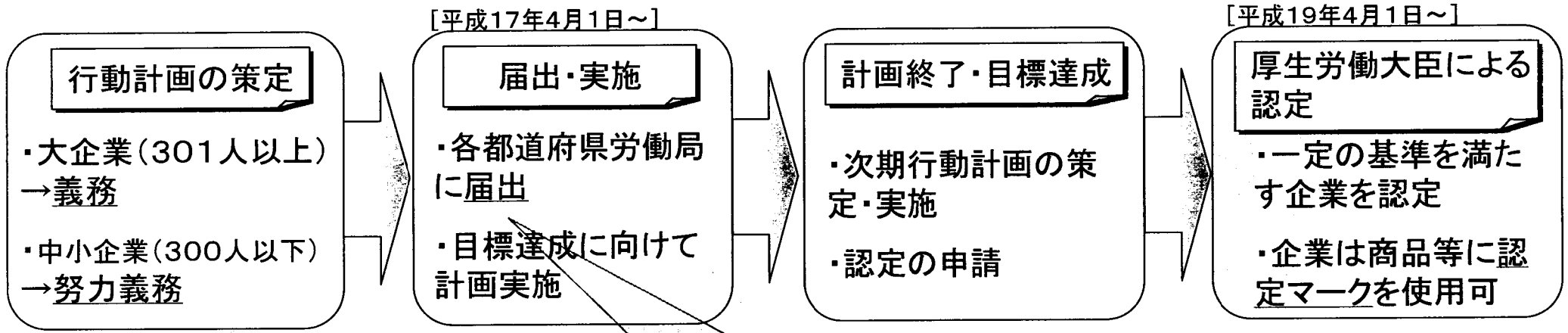
- 1 周知広報
利用者拡大のため県内市町村及び企業等に周知
- 2 緊急サポートスタッフの確保
看護師、保育士、介護福祉士等の有資格者や深夜宿泊等の緊急対応可能な者をスタッフとして登録できるよう、開拓、確保
- 3 緊急サポートの実施
労働者とスタッフのマッチング
- 4 ネットワーク会議の設置
関係機関等による情報交換、連携の実施
- 5 サポートスタッフへの研修
適切なサポート技能の確保のための研修

○主な緊急サポート例

- ・病児、病後児の預かり
- ・急な残業、出張の際の宿泊を伴う預かり
- ・緊急度の高い保育所等への送迎や預かり など



次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について



行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
 - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
 - 男性:年に〇人以上取得
 - 女性:取得率〇%以上
 - 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
 - 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
 - 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
 - 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
 - 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
 - 目標〇 …
 - 対策 …

平成17年12月末時点の届出状況

301人以上企業の97.0%
(4月末:36.2% 6月末:59.5% 9月末:84.4%)

※ 24の県で100%を達成



認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。など

(資料 3)

厚生労働省発表
平成18年1月16日

担 当	雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課 課長 麻田 千穂子
	育児・介護休業推進室長 河村 由子
	課長補佐 西村 小夜子
	電話 03-5253-1111 (内線7864)
	夜間直通 03-3595-3275

「一般事業主行動計画策定届」の届出状況 (12月末現在)について

- ・届出率は97.0%
- ・24県で届出率が100%

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画策定届」の届出状況は平成17年12月末現在で次のとおりである。

1. 全国の届出状況

(1) 301人以上企業

届出率 97.0%

届出企業数 12,183社

(301人以上企業数 12,557社)

(2) 300人以下企業

届出企業数 1,422社

(3) 規模計届出企業数 13,605社

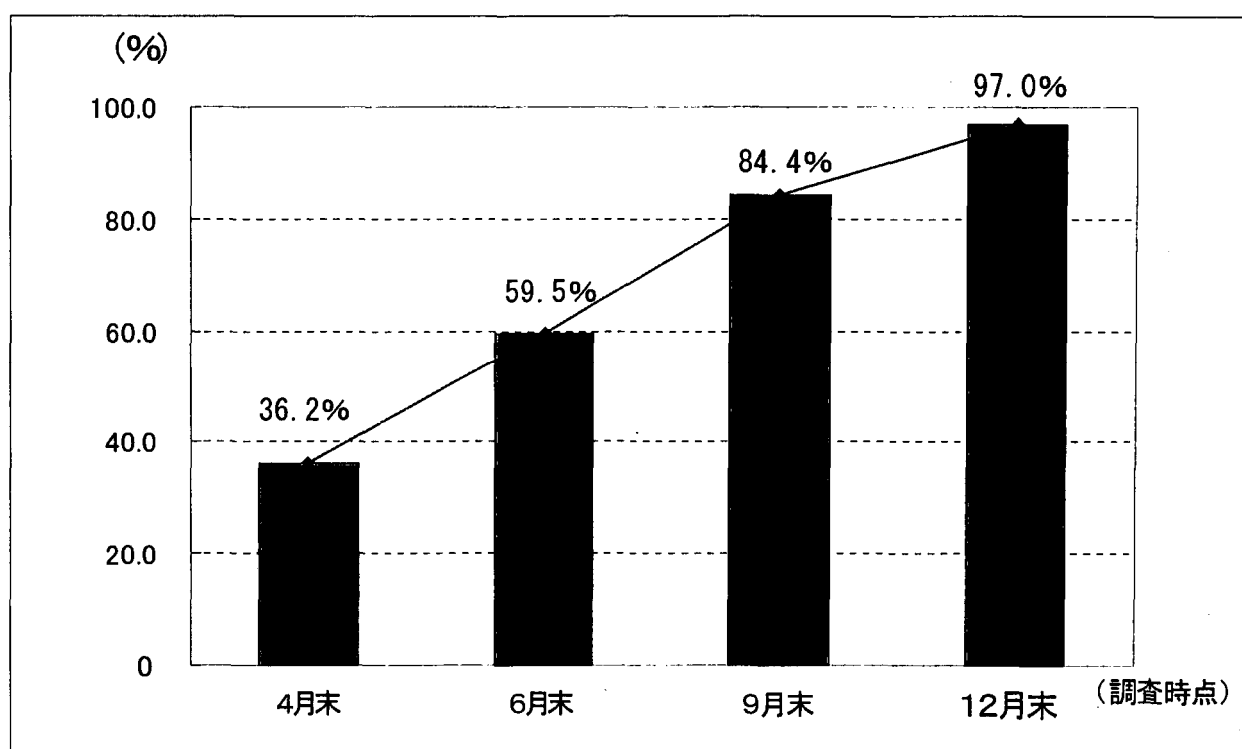
2. 都道府県別の届出状況（301人以上企業）

(1) 100% . . . 24 県

（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、三重、滋賀、兵庫、山口、徳島、香川、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄）

(2) 90%台 . . . 23 都道府県

3. 301人以上企業における届出率の推移（全国）



4. 届出企業のうち、認定申請予定ありとしている企業数

(1) 301人以上企業 2,441社（届出企業の20.0%）

(2) 300人以下企業 408社（届出企業の28.7%）

※届出企業全体の約21%が認定申請予定あり

5. 平成17年12月末時点で届出率は97.0%となり、全都道府県の5割を超える24県で届出率は100%に達した。

引き続き、都道府県労働局において、計画の策定・届出が義務づけられている301人以上企業のうち未届のものに対しては、督促指導を実施し、なお未届の場合には勧告を実施し、全都道府県が届出率100%となるよう目指していく。

また、策定・届出が努力義務とされている300人以下企業に対して、一般事業主行動計画を策定し、その旨届出るよう積極的に周知・啓発を実施していく。

都道府県別の一般事業主行動計画策定届の提出状況(平成17年12月末現在)

	管内の常時雇用労働者 301人以上の企業数 (A)	一般事業主行動計画策定 届提出企業数	内、常時雇用労働者 301人以上の企業数 (B)	届出率
				((B)/(A)×100)%
1 北海道	351	385	349	99.4%
2 青森県	91	102	91	100.0%
3 岩手県	87	107	87	100.0%
4 宮城県	173	194	173	100.0%
5 秋田県	77	117	77	100.0%
6 山形県	84	100	84	100.0%
7 福島県	132	150	132	100.0%
8 茨城県	186	213	186	100.0%
9 栃木県	117	135	117	100.0%
10 群馬県	124	138	124	100.0%
11 埼玉県	316	358	309	97.8%
12 千葉県	283	303	277	97.9%
13 東京都	3,878	3,894	3,671	94.7%
14 神奈川県	610	653	595	97.5%
15 新潟県	199	232	199	100.0%
16 富山県	98	135	98	100.0%
17 石川県	124	155	124	100.0%
18 福井県	59	101	59	100.0%
19 山梨県	49	55	46	93.9%
20 長野県	183	195	181	98.9%
21 岐阜県	148	177	145	98.0%
22 静岡県	297	320	289	97.3%
23 愛知県	811	820	778	95.9%
24 三重県	112	126	112	100.0%
25 滋賀県	62	81	62	100.0%
26 京都府	229	243	220	96.1%
27 大阪府	1,256	1,331	1,220	97.1%
28 兵庫県	421	481	421	100.0%
29 奈良県	54	63	51	94.4%
30 和歌山県	35	48	33	94.3%
31 鳥取県	39	47	37	94.9%
32 島根県	42	47	40	95.2%
33 岡山県	161	188	156	96.9%
34 広島県	294	322	275	93.5%
35 山口県	96	117	96	100.0%
36 徳島県	33	52	33	100.0%
37 香川県	91	112	91	100.0%
38 愛媛県	122	134	120	98.4%
39 高知県	44	53	43	97.7%
40 福岡県	419	447	414	98.8%
41 佐賀県	48	58	48	100.0%
42 長崎県	77	94	77	100.0%
43 熊本県	122	136	121	99.2%
44 大分県	61	81	60	98.4%
45 宮崎県	62	76	62	100.0%
46 鹿児島県	120	140	120	100.0%
47 沖縄県	80	89	80	100.0%
合 計	12,557	13,605	12,183	97.0%

(参考)

- 「次世代育成支援対策推進法」では、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育てとの両立を図るために必要な雇用環境の整備等（次世代育成支援対策）を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出なければならないこととなっている。（300人以下の労働者を雇用する事業主については努力義務）

次世代育成支援対策推進法（抄）

（一般事業主行動計画の策定等）

第12条

国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの（第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成17年度から、地域の特性や創意工夫を活かした、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の着実な推進を図るため、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)が創設されたところであり、ファミリー・サポート・センター事業は、同交付金の対象事業とされている。

○相互活動の例

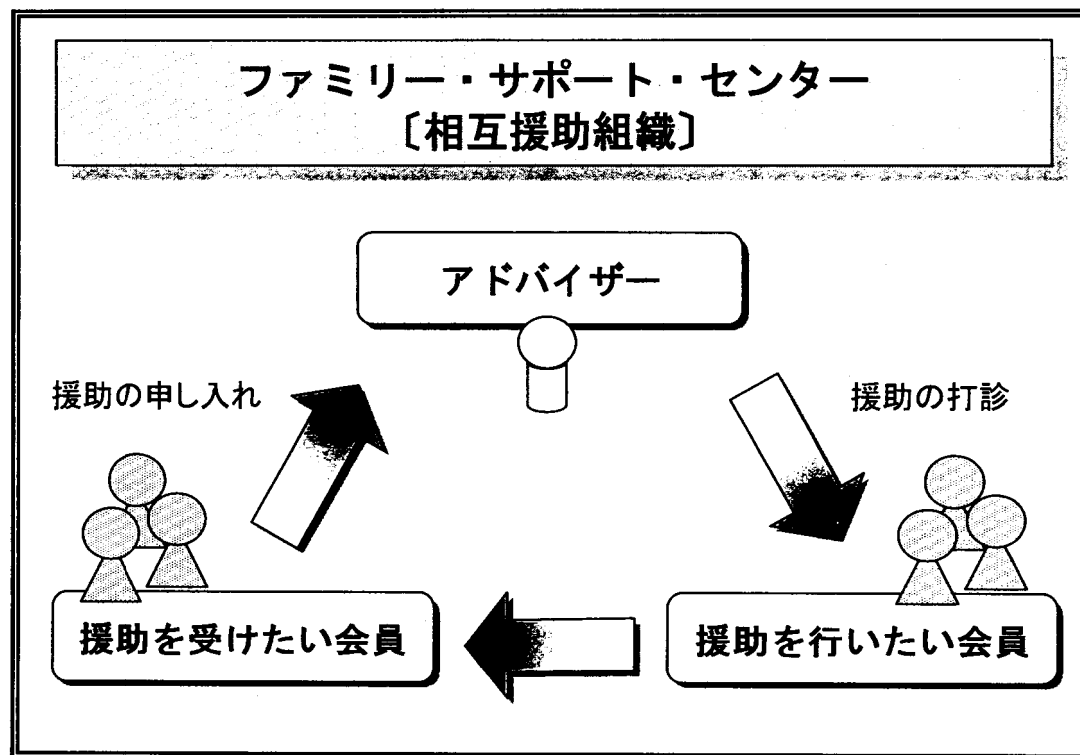
- ・ 急な残業の場合に子どもを預かる。
- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。

○実施市区町村

- ・ 434市区町村 (H17. 9. 30現在)

○会員数

- ・ 援助を受けたい会員 151,114人
- ・ 援助を行いたい会員 51,141人
- ・ 両会員 21,508人



都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	札幌市	群馬県	佐野市	東京都	浦安市	新潟県	茅ヶ崎市
	函館市		今市市		四街道市		逗子市
	旭川市		小山市		白井市		相模原市
	釧路市		栃木市		千代田区		秦野市
	深川市		鹿沼市		中央区		厚木市
	上磯町		前橋市		港区		伊勢原市
	千歳市		高崎市		新宿区		座間市
	稚内市		桐生市		文京区		寒川町
	恵庭市		伊勢崎市		台東区		大井町
	登別市		太田市		墨田区		綾瀬市
青森県	五所川原市	埼玉県	渋川市	江東区	新潟県	新潟市	
	三沢市		藤岡市	品川区		長岡市	
	十和田市		さいたま市	目黒区		柏崎市	
岩手県	盛岡市		川越市	大田区		富山県	新発田市
	水沢市		川口市	渋谷区			小千谷市
	花巻市		行田市	中野区			上越市
	北上市		八潮市	杉並区			見附市
	一関市		所沢市	豊島区			燕市
	釜石市		加須市	北区			妙高市
	前沢市		東松山市	荒川区			吉田町
宮城県	仙台市	春日部市	板橋区	富山県	富山市		
	古川市	狭山市	練馬区		氷見市		
	気仙沼市	羽生市	足立区		高岡市		
	白石市	上尾市	葛飾区		黒部市		
	多賀城市	草加市	江戸川区		砺波市		
	塩竈市	越谷市	八王子市		南砺市		
	名取市	戸田市	立川市		入善町		
秋田県	秋田市	入間市	三鷹市	石川県	小杉町		
	横手市	朝霞市	府中市		小松市		
山形県	山形市	志木市	昭島市	山梨県	金沢市		
	米沢市	和光市	調布市		甲府市		
	鶴岡市	新座市	町田市		富士吉田市		
	酒田市	桶川市	日野市	甲斐市			
	寒河江市	久喜市	国立市	長野県	長野市		
	村山市	北本市	東村山市		松本市		
	天童市	富士見市	多摩市		上田市		
	東根市	上福岡市	国分寺市		飯田市		
	高島町	三郷市	狛江市		塩尻市		
	福島県	いわき市	蓮田市		東久留米市	豊科村	
		福島市	坂戸市		稲城市	穂高町	
郡山市		吉川市	羽村市		三郷村		
須加川市		杉戸町	西東京市		千曲市		
古殿町		飯能市	瑞穂町		中野市		
茨城県	会津坂下町	蕨市	小金井市	岐阜県	岐阜市		
	日立市	吹上町	小平市		多治見市		
	水戸市	千葉市	清瀬市		関市		
	下妻市	市川市	武蔵村山	静岡県	中津川市		
	取手市	船橋市	あきる野市		羽島市		
	つくば市	松戸市	横浜市		土岐市		
	鹿嶋市	野田市	川崎市		美濃加茂市		
	守谷町	習志野市	横須賀市		可児市		
	総和町	柏市	平塚市		瑞浪市		
	常陸大宮市	流山市	鎌倉市		恵那市		
	那珂市	八千代市	南足柄市		静岡市		
	栃木県	宇都宮市	我孫子市		藤沢市	浜松市	
		足利市	鎌ヶ谷市		小田原市	沼津市	

生活塾の普及促進に関する研究会について

1 趣旨

都市部を中心に核家族が増える中、両親ともにフルタイムで働く家庭も増え、そうした家庭においては、小学校（放課後児童クラブ）が終わってから親が帰宅するまでの時間帯、子どもをどのように安心して育てるかが切実な問題となっている。

一方、人生経験豊かな退職者や子育てを終えたベテラン主婦などの中には、自由になる時間を利用して、仕事と子育ての両立に苦勞している家庭を助けたい、子育てをサポートしたいと、人助けに積極的に関わることを希望する者が多く存在すると考えられる。

このため、両者を結びつけ、働く親が安心して子どもを育てる社会的環境を整備する一環として、人生経験豊かな退職者や子育てを終えたベテラン主婦などが、小学生を預かり、親に代わっておやつや食事を与えたり、挨拶などの基本的な生活習慣を身につけることなどを支援する取組（「生活塾」）を促進することとする。

こうした取組の受け皿となる事業として、ファミリー・サポート・センター、シルバー人材センター、放課後児童クラブなどがあることから、これらの事業の実施の中で生活塾をどのように効果的に普及できるか、また、預けたい人々、預かりたい人々をどのように確保するかについて検討し、提言を取りまとめることとする。

2 検討内容

- (1) 現状分析
- (2) 生活塾の普及方法
- (3) その他

3 スケジュール

平成17年11月～	研究会の開催
平成17年12月～ 平成18年5月	モデル地域における実証実験の準備及び実施（2か月程度） （さいたま市、新宿区、川崎市、平塚市）
平成18年6～7月	研究会の開催、報告書の取りまとめ
平成18年夏～	全国への普及

